

- 第二十四項 総て掛樋又は溝渠は予め一定の水量を計り漏洩氾濫の恐れなき様十分の設備をなすべし
- 第二十五項 鷹の巣本口渋川等に於ける従来の廃石は其崩壊を拮止すべし尚堆石多量にして存置せしめ難きときは鷹の巣及び本口坑の分は京子内又は高原木の指定地に渋川の分は砂形の指定地に運搬堆積すべし
- 第二十六項 地表に於て新たに開坑し又は旧坑の取明をなし又は予防工事に関係ある区域内に於て土砂岩石採取を為さんとするときは予め認可を受くべし
- 第二十七項 本山小滝及通洞の川縁に存在する従来の鍔選鉱滓及廃石は洪水の最高点より三尺以上の高地に移送し堅固に之拮止し雨水は溝渠により疎通せしむるの設備をなしたるもの、外は悉く之を各所の指定地に運搬堆積すべし
- 第二十八項 鉱脈の露頭にして鉱石崩壊の状あるものは之拮止する設備を為すべし
- 第二十九項 旧坑より流出する坑水にして有害と認むるべきものは左の方法を以て適宜之予防すべし
旧坑を現行坑道に連絡し一切の坑水を之に放下すること
坑口に杜水装置を施し坑水流出を防止すること
掛樋を以て坑水を導き選鉱用に供し又は生石灰乳攪拌法を行いたる後沈澱池に導くこと
- 第三十項 本山及小滝に於ける製錬所の各烟突は烟道を以て之連絡し烟室を設けて亜硫酸及烟煤を凝結降沈せしめ且硫酸製造又は其他脱硫の方法を以て亜硫酸瓦斯を除去したる後製錬所背後の山腹より更に大烟道に依り山頂指定の地に至り本山に於ては高さ八十尺小滝に於ては同五十尺以上の烟突を設け噴煙せしむ
- 第三十一項 鉱石及鍔の野焼は認可を受くるに非ざれば、操行を得ず
- 第三十二項 前項の工事は此命令交付の日より起算し左の期間内に竣工すべし、但本山並に小滝沈澱池及濾過池竣工の時迄其選鉱業を停止す
本山沈澱池及濾過池は五十日以内、小滝沈澱池及濾過池は四十五日以内、通洞沈澱池及濾過池の六百坪は三十日残余は六十日
通洞に於ける泥渣堆積場は三十日、従来の廃石及鍔の処理は六十日、旧坑々水の処理は九十日
本山製錬場各烟突連絡及別紙図面第一区烟道は百日第二区烟道及大烟突は百五十日
小滝各烟突連絡及別紙図面第一区烟道は八十日第二区烟道及烟突は百二十日以上の外各所の工事は百八十日
- 第三十三項 此の命令書交付の日より七日以内に工事に着手すべし
- 第三十四項 前掲工事の施行其他鉱業全体の管理に付ては適當なる責任者を定め本署長の認可を受くべし若し不適當と認むるときは之れが変更を命ずることあるべし但し管理者は常に鉱山所在地に居住すべきものとす
- 第三十五項 前掲工事の細目及予防実施の方法に就ては出張監督官の指揮に従ふべし
- 第三十六項 採掘、製錬、選鉱に関する現在事業の規模を変更せんとするときは本署長の認可を受くべし
- 第三十七項 此命令書の事項に違背するときは直に鉱業を停止すべし

第四回予防工事命令（明治34年3月）

- 1 脱硫塔石炭混和、本山、通洞、小滝の石炭混和及び沈澱池、濾過池の掃除に関する就業規則を定め之に従事する係員の人名及び工夫人員を共に之を届出つべし
- 2 脱硫塔瓦斯の分析器具方法を改良整備すべし
- 3 脱硫塔大掃除の期日は予め之を届出つべし

第五回予防工事命令（明治36年7月）

第1条 足尾銅山ノ除害設備ヲ完全ナラシムル為メ左ノ工事ヲ施行スヘシ

- 1 京子内堆積場ノ排水ヲ改良シ滲透水ハ沈澱池ニ導クコト
- 2 鷹巣坑旧捨石置場ノ下ニ堰堤ヲ増設シ又ハ現堰堤ヲ高ムルコト
- 3 本口坑旧捨石置場ノ下ニ堰堤ヲ増設シ又ハ現堰堤ヲ高ムルコト
- 4 本口坑水ハ坑内ニ於テ完全ニ有木坑道ニ流下セシムルコト
- 5 本口坑沢ノ滲透水ハ平時ニアリテハ沈澱池ニ導クコト
- 6 向間藤沈澱池ノ背面ニ於ケル土砂拮止ヲ嚴重ニシ且ツ排水溝ヲ改良スルコト
- 7 簀子橋出合坑ノ現坑口ヲ密閉スルコト
- 8 通洞坑前ノ河崖ニ堅固ナル擁壁ヲ設クルコト
- 9 中才ニ於ケル濾過池ヲ高ムルカ又ハ其河崖ニ堅固ナル擁壁ヲ設クルコト
中才ニ於ケル沈澱池設備ヲ改良拡張スルコト
文象沢旧捨石置場ノ下ニ堰堤ヲ増シ又ハ現堰堤ヲ高ムルコト
文象沢ノ滲透水ハ平時ニアリテハ沈澱池ニ導クコト
文象沢大切坑口ヲ除ク外文象沢ニ於ケル各坑口ヲ密閉スルコト
小滝ニ於ケル砂集器ヲ撤去シ水樋ノ勾配ヲ急ニスルコト
小滝口ノ位置ヲ変更スルコト